

看護師勤務環境改善施設等整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、看護職員の離職の防止及び定着の促進を図るため、看護師勤務環境改善施設等整備事業を行う民間事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「看護職員」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

(2) この要綱において「看護師勤務環境改善施設等整備事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 看護師勤務環境改善施設整備事業 ナースステーション、処置室又はカンファレンスルームの新設、これらの施設の拡張等看護職員が働きやすい環境の整備を行う事業をいう。

イ 看護師宿舎施設整備事業 看護職員の宿舎施設の個室整備を行う事業をいう。

(3) この要綱において「民間事業者」とは、県内の病院の開設者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する地方公共団体並びに地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人並びに日本赤十字社静岡県支部、社会福祉法人恩賜財団済生会静岡県支部及び静岡県厚生農業協同組合連合会を除く。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 看護業務の改善検討委員会等を設置し、看護業務の改善に積極的に取り組んでいる者であること。

イ 院内研修等独自に離職防止対策を実施している者であること。

(4) この要綱において「へき地」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村及びへき地保健医療対策実施要綱(平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知)に規定する無医地区等をいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 経費所要額調べ(様式第3号)

エ 収支予算書(様式第4号)

オ 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で次のいずれかに該当するとき

(ア) 建物の設置場所の変更

(イ) 建物の規模、構造又は用途の変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。)をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかななければならないこと。

(7) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(8) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

第6 変更の承認申請

(1) 提出書類 各1部

ア 変更承認申請書(様式第5号)

イ 変更事業計画書(様式第2号)

ウ 変更経費所要額調べ(様式第3号)

エ 変更収支予算書(様式第4号)

オ 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書

第7 遂行状況の報告

(1) 提出書類 1部

事業遂行状況報告書(様式第6号)

(2) 提出期限

別に定める日まで

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部(ただし、オについては2部)

ア 実績報告書(様式第7号)

イ 事業実績書(様式第2号)

ウ 経費所要額精算書(様式第3号)

エ 収支決算書(様式第4号)

オ 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象施設の概要を示す写真

カ 契約書の写し

キ 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示すこと。)

ク 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書

ケ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月7日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書(様式第8号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合(消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。)には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第9号)により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則(平成22年9月14日告示第634号)

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則(平成28年4月12日告示第536号)

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則(平成30年3月30日告示第229号)

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和3年3月26日告示第279号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のそれぞれの告示(第2号、第3号、第7号、第8号、第10号、第16号から第19号まで、第25号、第26号、第39号、第46号、第48号、第51号、第59号から第64号まで及び第67号か

ら第69号までに掲げる告示を除く。)の規定及び様式は、令和3年度分の補助金等から適用する。

- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 令和9年3月31日までの間は、改正後の看護師勤務環境改善施設等整備事業費補助金交付要綱第2(4)中「過疎地域、」とあるのは「過疎地域及び同法附則第7条(第1項)に規定する市町村の区域、」と、「及び」とあるのは「並びに」とする。

別表第1

補助の対象			補助額
事業の区分	補助対象経費	補助基準額	
看護師勤務環境改善施設整備事業	看護職員が働きやすく離職の防止につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ナースステーション、処置室、カンファレンスルーム等	次に掲げる基準面積に、別表第2に定める基準単価を乗じて得た額とする。 基準面積 1看護単位につき50平方メートル	補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33(へき地の病院にあつては、0.5)を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内
看護師宿舍施設整備事業	病院の看護師宿舍の個室整備に伴う新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下及び階段等共通部門を含む。)	次に掲げる基準面積に、別表第2に定める基準単価を乗じて得た額とする。 基準面積 看護職員1人当たり33平方メートル	補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に0.33(へき地の病院にあつては、0.5)を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内

備考 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

別表第2

事業の区分	構造別	基準単価(円)
看護師勤務環境改善施設整備事業	鉄筋コンクリート	159,900
	ブロック	139,700
	木造	159,900
看護師宿舍施設整備事業	鉄筋コンクリート	178,500
	ブロック	156,000
	木造	178,500

備考

- 看護師勤務環境改善施設整備事業については、ナースコールを更新付設する部門は1平方メートル当たり114,200円を加算するものとする。
- 建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。